

様式第二十六号（第二十三条の三関係）

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社オカジュウ	代表者氏名	延武 英行
主たる営業所の所在地	倉敷市真備町有井1595		
許可番号	岡山県知事 特-30 第18992号	許可を受けている建設業の種類	土、と、舗、水、解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和元年6月25日	処分を行った者	岡山県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条第1項第6号該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第3項の規定による営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲			
解体工事業に係る営業のうち、公共工事に係るもの			
（注1）「解体工事業に係る営業」とは、注文者から解体工事を請け負う営業をいう。			
（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。			
2 期間			
令和元年7月9日から同月15日までの7日間			
処分の原因となった事実	無許可業者との下請契約の締結		
株式会社オカジュウは、倉敷市発注の「被災家屋等解体・撤去処理業務委託（その8）」の工事施工において、建設業法第3条第1項及び建設業法施行令第1条の2第1項の規定に違反して無許可で建設業を営む者に、工事一件の請負代金の額が500万円以上（税込）の解体工事の下請をさせた。			
このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項			